

身体障がい者等に対する自動車税の減免について

令和7年4月 三重県

1. 制度の概要は

身体等に障がいがある方（以下「身体障がい者等」という。）の社会参加を支援するため、身体障がい者等が所有し、移動手段として使用する自動車に課される自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税（環境性能割）を減免する制度です。（※軽自動車税（種別割）は市町で減免）

一定の要件を満たす場合は、申請を行うことにより身体障がい者等1人につき1台（軽自動車等を含む）の自動車に限り、課税額の全額が減免となります。

2. 対象となる方は

三重県内に居住し、三重県内の自家用ナンバーの自動車をお持ちの方で、4ページの別表「減免対象となる手帳と等級」に該当する障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳（三重県発行のもの）・精神障害者保健福祉手帳）を交付されている方が対象となります。

なお、別表の「本人運転」と「家族・介護者運転」の区分は次のとおりです。

本人運転	身体障がい者等本人が自動車を運転する場合
家族運転	身体障がい者等と自宅で同居している人が、身体障がい者等の送迎のために自動車を月に4回以上運転する場合 ※身体障がい者等が老人ホームやグループホーム等、本来の居宅とみなされる施設に入居している場合は、同居の要件を満たさないため、減免の対象外となります。 ※身体障がい者（18歳未満の方に限る）・知的障がい者・精神障がい者が施設（老人ホームやグループホーム等を除く）に入所している場合で、その施設の方針により月に4回以上、継続的（概ね6か月以上）に自宅へ帰省する場合は同居とみなし、減免の対象となります。
介護者運転	身体障がい者等のみで構成されている世帯の身体障がい者等を常に介護する人が、身体障がい者等の送迎のために自動車を週に3日以上運転する場合 ※身体障がい者等のみで構成されている世帯の全ての方が、別表に記載の家族・介護者運転の等級に該当していることが必要です。

3. 減免対象となる自動車は

（1）自動車の名義は

減免対象となる自動車は身体障がい者等本人が所有し、使用することを要件とするため、自動車の所有者、使用者はともに身体障がい者等本人の名義にしなければなりません。

ただし、販売業者等からローンで購入し所有権が留保されている場合は、所有者の名義は販売業者等（使用者の名義は身体障がい者等本人）であっても構いません。

なお、身体障がい者等本人が18歳未満の方（※）や療育手帳を交付されている方は、自動車の所有者、使用者はともに手帳に記載の保護者欄の名義でも構いません。

（※18歳になった時以降も自動車の使用状況が変わらなければ、名義変更の必要はありません。）

また、精神障害者保健福祉手帳を交付されている場合は、手帳に保護者欄がないため、住民票謄本等で確認できる生計を一にする同居の方の名義でも構いません。

(2) 自動車の使用目的は

本人運転の場合は使用目的に制限はありません。

家族・介護者運転の場合は、身体障がい者等の送迎のために専ら使用することが必要です。そのため、長期間病院や施設に入所しているなど、実際に身体障がい者等の自宅から目的地までの送迎に自動車を使用していない場合は減免の対象とはなりません。

具体的な要件は以下のとおりです。

家族運転	身体障がい者等の通院、通学、通所、生業(通勤、自営等)、社会参加活動(※)のために、 <u>月4回以上、継続的(概ね6か月以上)</u> に自動車を使用すること ※社会参加活動とは身体障がい者等の方が社会生活を営むための全ての使用をいいます。 (例:図書館、塾・習い事、買い物、レジャー、ボランティア活動、各種行事への参加など)
介護者運転	身体障がい者等の通院、通学、通所若しくは生業(通勤、自営等)のために、 <u>週3日以上、継続的(1年以上)</u> に自動車を使用すること

(3) 減免対象となる自動車の種類は

本人運転の場合は車種の制限はありません。

家族・介護者運転の場合は身体障がい者等の送迎に適した次の自動車に限りです。

- 軽・小型・普通乗用車 (3、5、7ナンバー)
- 定員4名以上の軽・小型貨物自動車 (4ナンバーのライトバンなど)
- 身体障がい者用に改造された自動車 (車いす移動車など)

※4ナンバーのトラック、1ナンバー、2ナンバー、上記以外の8ナンバーの自動車は対象外です。

4. 申請期限は

減免対象車	申請期限
既に所有している自動車(注)	納期限(通常は5月31日)まで ※賦課期日の前日(3月31日)までに障害等級や自動車の名義などの要件をすべて満たしていることが必要です。 ※納期限を過ぎて申請の場合は翌年度の自動車税(種別割)から減免となります。
新たに取得する自動車	自動車の新規(中古新規)登録または移転登録の日まで

(注) 減免を受けようとする車の自動車税(種別割)に滞納がないことが要件となります。

5. 既に減免を受けている自動車を替える場合は

減免は身体障がい者等1人につき1台と限られていますので、自動車を替える場合は、新しい自動車の登録日までに既減免車(減免を受けている自動車または過去に減免を受けたことのある自動車)を移転登録(運転者への移転は不可)または抹消登録(※)のうえ、減免申請をする必要があります。

(※既減免車の移転・抹消登録の日は、新しい自動車の登録日と同日でも構いません。)

既減免車を移転し、新しく申請する自動車が新規登録(新車やナンバーのない中古車)となる場合は、同じ年度で2台の自動車を減免することになりますので、申請時に重複期間に相当する既減免車の自動車税(種別割)を月割で納付していただくことになります。

また、新車の場合は減免を受けた日の翌日から2年間、中古車(既に所有している自動車を含む)の場合は減免を受けた日の翌日から1年間に限り、既減免車を移転しての減免申請はできませんのでご注意ください。

ただし、既減免車を抹消した場合は、上記の期間に関係なく申請することができます。

6. 申請時に持参いただく書類は

(1) 共通して持参いただく書類

- 身体障害者手帳等（有効期限内の原本に限り。別冊もあれば持参してください。）
- 運転する方の運転免許証（両面の写しで可）又は運転免許情報が確認できる資料
- 車検証（所有している自動車のもの、自動車を替える場合は既減免車の移転・抹消後のもの）
 ※電子車検証（A6サイズ）の場合は、直近の「自動車検査証記録事項」も持参ください。
 ※これから自動車を取得する場合は、自動車の車種・型式・課税標準額・税額など自動車税の申告書を記入できる資料を持参ください。

※身体障害者手帳等、運転免許証、車検証に記載の住所が一致していることが必要です。

転居や結婚等で住所や氏名が変更されている方は、申請前に変更手続を済ませてください。

※（1）の書類について、写しを添付することで申請書への一部記載が省略できます。

(2) 家族・介護者運転の場合のみ持参いただく書類

家族運転	<ul style="list-style-type: none"> ● 使用目的の申出書（納税義務者が自署したもの） ● 身体障がい者等と運転者が同居していることを証する書類 ※身体障害者手帳等と運転免許証で確認できる場合は不要 【納税義務者が保護者等名義の場合のみ】 ● 保護者等であることが確認できる住民票謄本または戸籍謄本の写し ※身体障害者手帳等の保護者欄で確認できる場合は不要
介護者運転	<ul style="list-style-type: none"> ● 使用目的の証明書（通院先が3か月以内に発行した通院証明書など） ● 自動車運行計画書 ● 世帯全員の住民票謄本の写し（続柄が記載されたもの） ● 世帯全員の身体障害者手帳等の写し 【納税義務者が保護者等名義の場合のみ】 ● 保護者等であることが確認できる住民票謄本または戸籍謄本の写し ※身体障害者手帳等の保護者欄で確認できる場合は不要

※「使用目的の申出書」と「使用目的の証明書」及び「自動車運行計画書」の様式は、以下の申請窓口またはホームページから入手できます。

7. 申請窓口は

自動車税事務所または各県税事務所の窓口で申請してください。（※郵送での申請は不可）

なお、軽自動車税（種別割）の減免申請の手続きについては、お住まいの市町の税務担当課にお問い合わせください。

各県税事務所で受理した減免申請書は、最終的に自動車税事務所で審査し、減免の承認を決定します。自動車税事務所での審査の結果、減免が承認できない場合は申請却下通知書を送付しますが、減免を承認した場合は通知を省略します。

【申請窓口（お問い合わせ先）一覧】

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番 号
自動車税事務所	津市雲出長常町字六ノ割1190-1 三重県自動車会議所会館(6番窓口)	059-253-8057	059-253-8058
桑名県税事務所	桑名市中央町5-71	0594-24-3612	0594-24-3691
四日市県税事務所	四日市市新正4-21-5	059-352-0572	059-352-0579
鈴鹿県税事務所	鈴鹿市西条5-117	059-382-8660	059-382-8663
津総合県税事務所	津市桜橋3-446-34	059-223-5020	059-223-4013
松阪県税事務所	松阪市高町138	0598-50-0509	0598-50-0619
伊勢県税事務所	伊勢市勢田町628-2	0596-27-5125	0596-27-5252
伊賀県税事務所	伊賀市四十九町2802	0595-24-8020	0595-24-8033
紀州県税事務所	尾鷲市坂場西町1-1	0597-23-3417	0597-23-3423

別表「減免対象となる手帳と等級」

※「本人運転」と「家族・介護者運転」では、対象となる等級が一部異なりますのでご注意ください。

●身体障害者手帳

障がい名		本人運転	家族・介護者運転
視	覚 障 害	1級 から 4級	
聴	覚 障 害	2級 及び 3級	
平	衡 機 能 障 害	3級	
音	声 機 能 障 害 , 言 語 機 能 障 害 又はそしゃく機能障害	3級 (喉頭摘出者に限る)	
上	肢 機 能 障 害	1級 及び 2級	
下	肢 機 能 障 害	1級 から 6級	1級 から 3級
運 動 機 能 障 害	上 肢 機 能	1級 及び 2級	
	移 動 機 能	1級 から 6級	1級 から 3級
体	幹 機 能 障 害	1級 から 5級	1級 から 3級
心	臓 機 能 障 害	1級 及び 3級	
腎	臓 機 能 障 害		
呼	吸 器 機 能 障 害		
ぼ	う こ う 又 は 直 腸 の 機 能 障 害		
小	腸 機 能 障 害		
ヒ	ト 免 疫 不 全 ウ イ ル ス に よ る 免 疫 機 能 障 害	1級 から 3級	
肝	臓 機 能 障 害		

●療育手帳（三重県発行のものに限る）

障がい名	本人運転	家族・介護者運転
知的障害（療育手帳）	A1（最重度）	及び A2（重度）

●精神障害者保健福祉手帳

障がい名	本人運転	家族・介護者運転
精神障害	1級	

※有効期限を過ぎた手帳は対象となりません。

身体障害者手帳の場合は「再認定年月」（記載されている場合）、療育手帳の場合は「次の判定年月」を有効期限とします。

【お問い合わせ先】

〒514-0303

津市雲出長常町字六ノ割1190-1

三重県自動車会議所会館内

三重県自動車税事務所 課税課

TEL 059-253-8057

FAX 059-253-8058

URL <https://www.pref.mie.lg.jp/ZIZEI/HP/>